

【輸送の安全に関する基本的な方針】

社長及び役員は、「会社の基本方針」の筆頭に掲げた「安全輸送の遂行」を守るため、安全管理体制の整備に努めるとともに、輸送の安全確保のために、社員を適切に指揮し、車両及び施設・設備を総合的に活用する。

【安全方針】

- ・安全確保がタクシー事業者にとって最優先の使命であることを充分認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- ・輸送の安全に関する法令及び規程を遵守し、厳正かつ確実に職務を遂行する。
- ・安全管理体制を適切に維持するために、褒賞・懲罰を通じた信賞必罰を徹底する。
- ・輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

【輸送の安全に関する目標】

- | |
|--|
| (1) 死亡事故、重大事故 ゼロ |
| (2) 飲酒運転の 根絶 |
| (3) 走行10万kmあたり有責事故件数 2.34件以下 (前期実績(2.6件)から10%削減) |
| (4) 有責事故件数 59件以下 (= 2.34件/100,000km × 2,531,963km (今年度の総走行距離予想値)) |

※上記の重大事故とは、自動車事故報告規則第2条に規定する事故を指す。

【輸送の安全に関する計画】

輸送の安全に関する目標達成のため、以下のとおり安全運動、教育・研修を実施する。

◆ 各種安全運動

- ① 春の全国交通安全運動
- ② 夏の事故防止月間
- ③ 秋の全国交通安全運動
- ④ 年末年始の輸送等に関する安全総点検

《実施項目》

- ・ 掲示・看板等の設置により、全社員の意識高揚を図る。
- ・ 点呼を通じて運動趣旨の徹底を図る。

◆ 教育・研修

- ① 毎月の一斉点呼における自社ドライブレコーダー映像の活用
- ② 安全講習会の実施
- ③ 有責事故惹起者との面談及び再発防止のための運転目標の設定
- ④ 事故複数回惹起者への適性検査及び運転技能診断の受診

《実施項目》

- ・ 視覚的な教育要素を取り入れて、事故防止に対する意識の向上を推進する。
- ・ 再発防止策を乗務員自ら具体的に設定させ、その実行状況を定期的に運行管理者が確認する。

◆ その他随時実施するもの

- ① 健康管理体制の強化 (定期健康診断における要注意者の面談・フォローアップ)
- ② 衝突被害ブレーキを備えた JAPAN タクシー車両への更新の実施
- ③ 定期健康診断における要注意者へ JAPAN タクシーを優先的に割当
- ④ 新入乗務員教育
- ⑤ 運行管理者基礎講習
- ⑥ 運行管理者一般講習
- ⑦ 適性診断 65 歳未満 免許更新時に受診
65 歳以上 75 歳未満 . . . 3 年に 1 度受診 (75 歳以上 . . . 1 年に 1 度受診)

【自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計】

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで . . . 1 件

【行政処分】

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで . . . 0 件